

【第2号議案】

令和8年度地域公共交通計画認定申請書（案）について

(1) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

1 制度の概要

地域間幹線系統とは、複数の市町村をまたがる広域的なバス路線である。この地域間幹線系統に対する国の支援制度として、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金がある。この申請においては、路線がまたがるそれぞれの市町村が、地域公共交通計画の別紙を毎年度作成し、協議会を経て国に提出する必要がある。

※地域間幹線系統に対し、自治体内を走行し地域間幹線系統と接続している路線が地域内フィーダー系統である。

2 令和8年度地域公共交通計画認定申請書（案）の概要

- ・対象運行系統 大形線（新潟市～聖籠町～新発田市）、
次第浜線（新発田市～聖籠町）
- ・対象運行期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
- ・協議資料 地域公共交通計画認定申請書、法定計画別紙、表1・2・3、系統図等

3 令和8年度事業の目標について

	大形線
年間利用者数	345,000 人
収支率	77.5%
財政負担額	0 円

[大形線]

- ・年間利用者数は、新発田市地域公共交通計画において、R4 現況値 314,000 人/年に対し、R10 目標値 361,000 人/年としているため、R8 時点での目標値は 345,000 人/年とする。
- ・収支率は、現状を下回らないことを目標とし、R4 現況値が 77.5%だったため、R8 目標値を 77.5%以上とする。
- ・財政負担額は、新発田市の負担が発生しないことを目標とする。

[次第浜線]

- ・次第浜線については、聖籠町と連携して運行を継続していくことを目標とする。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 新発田市地域公共交通活性化協議会
住 所 新潟県新発田市中心町 3 丁目 3 番 3 号
代表者氏名 会 長 伊 藤 純 一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持事業 詳細
(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)

令和7年6月 日

(名称) 新発田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
[大形線] 大形線は新発田市（新発田営業所）から新潟市の拠点間を連絡し、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担っている。起終点の新発田営業所（新発田駅付近）並びに万代シティ（新潟駅付近）では、鉄道等の他モードや他の路線バス等と連絡し、途中、佐々木駅や新崎駅を経由するなど、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。（新発田市地域公共交通計画（以下「計画」という。）P48参照） [次第浜線] 次第浜線（はまなす号）は聖籠町から新発田市（新発田営業所）の拠点間を連絡し、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動など多様な目的での移動を担っている。終点の新発田営業所（新発田駅付近）では、鉄道等の他モードや他の路線バス等と連絡するとともに、途中、交通結節点である聖籠町役場を経由するなど、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。（計画P48参照）
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 [大形線] 年間利用者数は、新発田市地域公共交通計画において、R4 現況値 314,000 人/年に対し、R10 目標値 361,000 人/年としているため、R8 時点での目標値は 345,000 人/年とする。 収支率は、現状を下回らないことを目標とし、R4 現況値が 77.5%だったため、R8 目標値を 77.5%以上とする。 財政負担額は、新発田市の負担が発生しないことを目標とする。 (計画 P51 参照) [次第浜線] 聖籠町と連携して運行を継続していくことを目標とする。
(2) 事業の効果 新発田市と市外を結び、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動のための広域的な移動手段を確保する。 鉄道等の他モードや他の路線バス等との連絡により、公共交通ネットワークを構築する。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
施策1 市外を結ぶ公共交通の維持・利便性向上（計画 P56～57 参照） ・市外を結ぶ公共交通の維持 施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、関係市町、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

【表 1 の概要】

(単位：千円)

	事業者数	系統数	国庫補助申請額
R8 年度補助 (R7. 10～R8. 9 運行)	1	2	5,169
R9 年度補助 (R8. 10～R9. 9 運行)	1	2	5,169
R10 年度補助 (R9. 10～R10. 9 運行)	1	2	5,169

①予定している時刻表・系統図

別紙を添付 (系統図)

②運行予定者決定の流れ

- 県内乗合バス事業者へ本計画に登載を希望する系統について、調査を実施
(新潟県ホームページ及び市町村を通じて周知)
- 以下の点から現在運行しているバス事業者を運行事業者に決定
 - ・バス事業者は、一つの事業者が継続して運行することで地域の交通手段を安定的に確保できるとともに、雇用面も含め地域経済の安定に資すると考えられる
 - ・当該系統を現に運行している事業者は、当該系統の運行に関する知識・経験を有し、地域住民の信頼を得られており、安全・安心な輸送が期待できる
 - ・運行系統の近隣に事業所を有しているため、大雪など不測の事態にも迅速に対応でき、円滑な運行が期待できる

③輸送量が 15 人～150 人/日と見込んだ根拠となる算出式

「表 1－5」を添付 (平均乗車密度算定表)

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

新発田市の負担なし

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

バス事業者が行う利用状況調査等

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表 3」を添付

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

「別紙 生産性向上の取組」のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和3年6月24日 ・ 令和3年7月20日 ・ 令和3年12月27日 ・ 令和4年3月29日 ・ 令和4年6月29日 ・ 令和4年12月21日 ・ 令和5年3月28日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 豊浦地域公共交通の運行見直しについて協議し、合意を得た。 地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 令和4年度事業計画案及び予算案について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。

・ 令和 5 年 6 月 26 日 ・ 令和 5 年 7 月 10 日付け書面協議 ・ 令和 5 年 9 月 26 日付け書面協議 ・ 令和 5 年 10 月 25 日 ・ 令和 5 年 12 月 25 日 ・ 令和 6 年 3 月 27 日 ・ 令和 6 年 5 月 17 日付け書面協議 ・ 令和 6 年 6 月 24 日 ・ 令和 6 年 7 月 18 日付け書面協議 ・ 令和 6 年 10 月 11 日付け書面協議 ・ 令和 6 年 12 月 24 日 ・ 令和 7 年 2 月 3 日付け書面協議 ・ 令和 7 年 3 月 27 日 ・ 令和 7 年 6 月 24 日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 令和 5 年度新発田市生活交通改善事業計画案について協議し、合意を得た。 加治川地域公共交通の運行開始に伴う予算の補正及び豊浦地域公共交通の運行内容変更について協議し、合意を得た。 地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域内公共交通計画の素案について協議し、合意を得た。 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 新発田市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について協議し、合意を得た。 川東コミュニティバスの運行内容変更について協議し、合意を得た。 令和 7 年度地域公共交通計画認定申請書（案）について協議し、合意を得た。 生活交通改善事業計画（リフト付き福祉タクシーの導入）について協議し、合意を得た。 豊浦地域公共交通（中浦・荒橋号）の運行内容変更について協議し、合意を得た。 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 川東コミュニティバス及び加治川地域公共交通の運行内容変更について協議し、合意を得た。 令和 7 年度事業計画、予算及び地域公共交通計画の変更について協議し、合意を得た。 令和 8 年度地域公共交通計画認定申請書（案）について協議を行う予定。
19. 利用者等の意見の反映状況	
協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会、運行地区代表者から委員が加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中心部 3-3-3

(所 属) 新発田市 市民まちづくり支援課

(氏 名) 新保 恭子

(電 話) 0254-28-9644 (課直通)

(e-mail) kotsu@city.shibata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
新発田市	新潟交通観光バス	(2) 新潟～新発田	3,819	
	新潟交通観光バス	(10) 新発田～次第浜	1,350	
合 計			5,169	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	令和 8 年度
------	--------------	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損 益状況	乗合バス事業					
	営業収益	876.650 千円	営業外収益	1.941 千円	経常収益(イ)	878.591 千円
	営業費用	1.123.290 千円	営業外費用	1.904 千円	経常費用(ロ)	1.125.194 千円
	営業損益	△ 246.640 千円	営業外損益	37 千円	経常損益	△ 246.603 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,964,307.8 km				経常収支率	78.08 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	800,167 千円	営業外収益	1,655 千円	経常収益(イ')	801,822 千円	
	営業費用	1,027,747 千円	営業外費用	1,139 千円	経常費用(ロ')	1,028,886 千円	
	営業損益	△ 227,580 千円	営業外損益	516 千円	経常損益	△ 227,064 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	2,912,333.2	km				経常収支率	77.93 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	791.019 千円	営業外収益	23.534 千円	経常収益(イ〃)	814.553 千円
	営業費用	1.003.568 千円	営業外費用	907 千円	経常費用(ロ〃)	1,004.475 千円
	営業損益	△ 212.549 千円	営業外損益	22.627 千円	経常損益	△ 189.922 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ〃)	3,045,645.2 km				経常収支率	81.09 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	329 円 80 銭	353 円 28 銭	379 円 58 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
羽越	354 円 22 銭	394 円 29 銭	354 円 22 銭	0 円 0 銭	296 円 38 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期 間	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の適 用割合 フ	改定率 コ
羽越	2023年7月28日	基準期間の 前 年度	2 / 3	12.57%
		基準期間の 年度	/ 3	
		基準期間の 年度	/ 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程 (全体キロ)	地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する 区域におけるキロ程との 比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率				
			運行 系統名	起点	主な 経由地													終点			
①＝カッコ内																					
②																					
①×② ＝③																					
チ																					
オ																					
オ÷チ＝ク																					
リ																					
ヌ																					
ル																					
ル÷チ ＋チ ＝ヲ																					
羽越	(2)		新発田線	方代シナイ	木崎	365	日	5,468.0 (14.9)	回	6.8	101.3	人	往27.4km 復27.2km	(平均) 27.3km		(平均)	往18.2km 復18.6km	(平均) 18.4km	(平均)		32.600%
	(10)		新発田線	新発田	宮内町佐野	次富浜	242	日	847 (3.5)	回	5.9	20.6	人	往35.8km 復35.8km	(平均) 35.8km		(平均)	往25.8km 復25.8km	(平均) 25.8km	(平均)	
合計			系統										往63.2km 復63.0km	(平均) 63.1km	往0.0km 復0.0km		往44.0km 復44.4km	(平均) 44.2km	往0.0km 復0.0km		0.0km

合計シートの申請番号
2
10

全体キロに対する市町村内のキロ
往復 9.2
往復 8.6
往復 10.0
往復 10.0

補助 ブロック 名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ＝ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額：ホ	補助対象経常収益の見込額 ノとノのいずれか少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ	
							補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合 基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1＋ゴ)×フ＝g	経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノーh＝ノ	3カ年平均 (d+e+f)/3＝j	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
											経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ”÷マ”＝d	経常収益 ヤ’	実車走行キロ マ’	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ’÷マ’＝e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f		
羽越	(2)		32.600%	298,552.8 km	105,753,372円	275円.73銭	22円.23銭	0円.00銭	275円.73銭	275円.73銭	75,049,924円	293,528.5 km	255円.68銭	80,105,645円	293,643.7 km	272円.79銭	88,896,415円	297,566.9 km	298円.74銭	82,319,963	円
	(10)		27.932%	60,645.2 km	21,481,742円	62円.46銭	4円.39銭	0円.00銭	62円.46銭	62円.46銭	4,180,148円	61,388.1 km	68円.09銭	3,709,732円	61,609.4 km	60円.21銭	3,628,337円	61,412.4 km	59円.08銭	3,787,899	円
合計				359,198.0 km	127,235,114円						79,230,072円	354,916.6 km		83,815,377円	355,253.1 km		92,524,752円	358,979.3 km		86,107,862	円

合計シートの申請番号
2
10

全体キロに対する市町村内のキロ割合
32.600%
27.932%

補助 ブロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほうの 額	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 一補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線との 競合部分以外に係 るもの	ソのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補助 ブロック都道府県外乗 入部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補助 額を控除した額
			カ－ヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ’＝ツ’	ツ×みなし運行回数÷ ①計画運行回数＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
羽越	(2)		23,433,409円	47,589,017円	23,433,409円	7,639,291円	7,639,291円	円	7,639千円	3,819.5千円	23,433,409円	19,613,909円
	(10)		17,693,843円	9,666,783円	9,666,783円	2,700,125円	2,700,125円	円	2,700千円	1,350.0千円	17,693,843円	16,343,843円
合計			41,127,252円	57,255,800円	33,100,192円	10,339,416円	10,339,416円	0円	10,339千円	5,169千円	41,127,252円	35,957,752円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	(2)		3,819,500円	19.5%	0円	0.0%	15,794,276円	80.5%	133円	0.0%	国、県、新発 田市、聖籠 町
	(10)		1,350,000円	8.3%	0円	0.0%	14,993,624円	91.7%	219円	0.0%	国、県、聖籠 町
合計			5,169,500円	14.4%	0円	0.0%	30,787,900円	85.6%	352円	0.0%	

全体シートの事業者負担
409
783

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 営業部運行課	(責任者役職・氏名) 運行課長 野俣昌幸
補助金担当部門	(担当部門の名称) 営業部管理課	(責任者役職・氏名) 管理課長 竹内啓祐

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和 6 年度）

実態調査日 令和6年6月9日実施

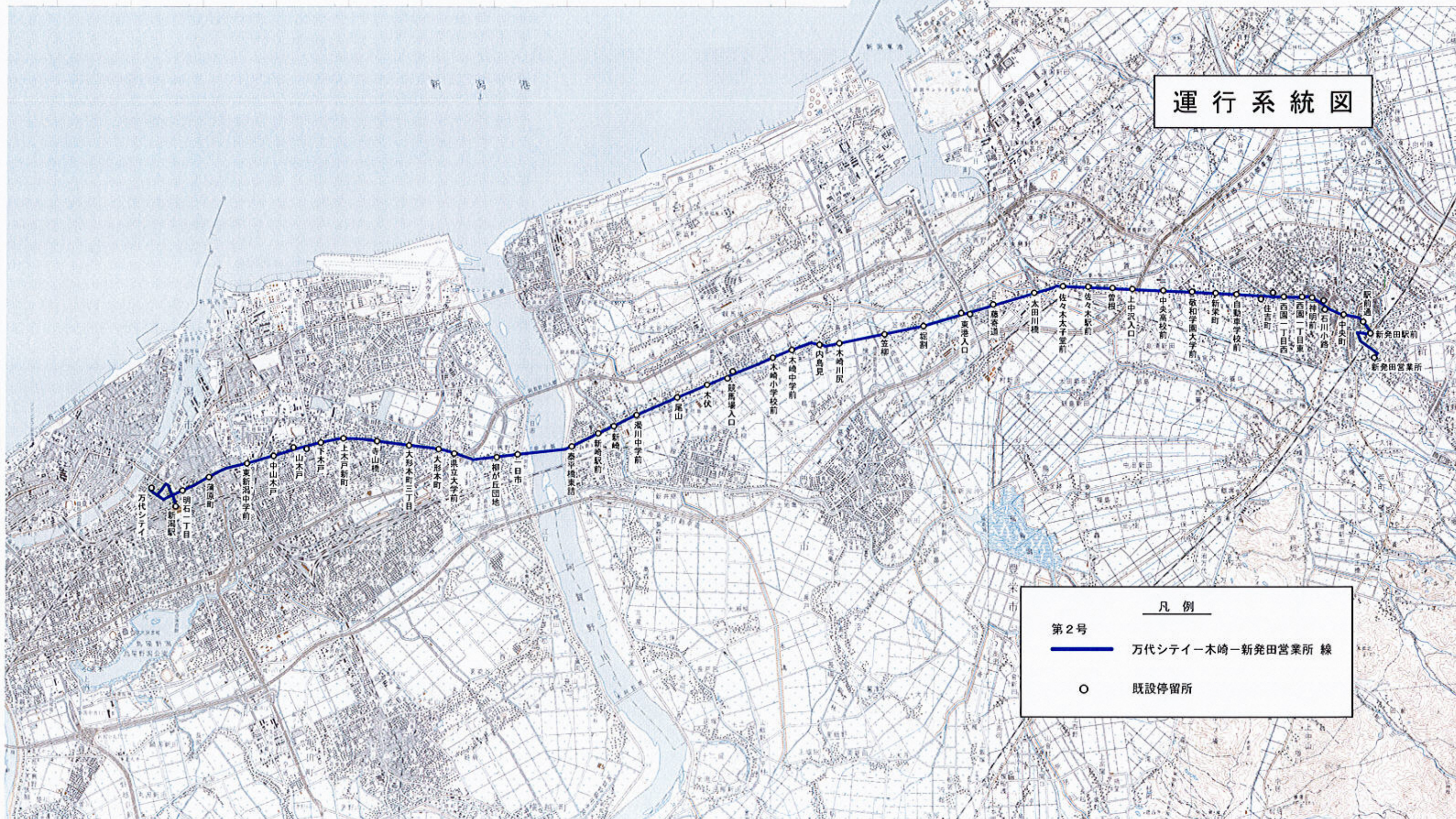
運行系統							年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定				輸送量 (A) × (G)	市町村による回数券購入等の有無	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経 由 地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1 人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ ロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E)	1 系統当り 経常費用 (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数 + の平均賃率 × 日数 総適用日数	平 均 賃 率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) / (C) / (F) (G)				
第2号	新潟～新発田	万代河	木崎	新発田営業所	27.3	14.9	120,926	6.2	749,743.9	28,693,878	97,006.8	222,399	63,953	28,980,231	36,821,844	(36.68 × 335 + 43.26 × 30) / 365	43.26	6.8	101.3	有・無		
第10号	新発田～次第浜	新発田	聖籠町役場	次第浜	35.8	7	9,376	10.4	97,515.5	975,686	17,153.7	28,232	9,549	1,013,467	6,511,206		10.12	5.6	39.2	有・無		
合計					63.1		130,303		847,259	29,669,564	114,160.5	250,631	73,503	29,993,698	43,333,050							

表3 運行回数3回以上の要件緩和を希望する系統の概要

新潟交通観光バス(株)				
番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
10	新発田～次第浜	当該路線の維持目的は主に聖籠町から新発田市への通勤通学用途であり、利用者は学生が大部分を占めています。そのため、休日運休をしても大部分の通学利用者にとって影響は少ないものと考え、既に実施済みのものです。	0	0

新 潟

運行系統図



別紙 生産性向上の取組

[illegible]

【第2号議案】

令和8年度地域公共交通計画認定申請書（案）について (2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

1 制度の概要

地域内フィーダー系統とは、自治体内を走行し地域間幹線系統と接続している路線である。この地域内フィーダー系統に対する国の支援制度として、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金がある。この制度では、幹線系統を補完する赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対して、その一部が補助される。

この制度の活用のためには、市で策定した地域公共交通計画において、補助対象となる系統について記載されている必要がある。また、地域公共交通計画の本体に位置付けている事項以外については、計画の「別紙」をこれまでの生活交通確保維持改善計画に変えて、毎年度提出する必要がある。

※地域内フィーダー系統に対し、複数の市町村をまたがる広域的な路線が地域間幹線系統である。

2 令和8年度地域公共交通計画認定申請書（案）の概要

- 対象運行系統

市街地循環バス（中央ルート）：全ての運行系統（申請番号(1)～(7)）

市街地循環バス（東西ルート）：全ての運行系統（申請番号(14)～(17)）

川東コミュニティバス：一部の運行系統（申請番号(8)～(13)）

- 対象運行期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

- 協議資料 地域公共交通計画認定申請書、表1・5、系統図、時刻表等

3 令和8年度事業の目標について

	あやめバス (中央ルート)	あやめバス (東西ルート)	川東コミュニティ バス
年間利用者数	82,000 人	40,000 人	47,000 人
収支率	22.9%	17.2%	9.5%
財政負担額	346.3 円/年・人	458.2 円/年・人	1,026.5 円/年・人

- あやめバス（中央ルート）は、年間利用者数、収支率、財政負担額ともに前年度を下回らないことを目標とする。

- あやめバス（東西ルート）は、R8の年間利用者数をあやめバス（現行ルート）の年間利用者数に運行距離の比率及び新たな路線の定着率として70%を乗じて算出した40,000人とし、その数値をもとに収支率および財政負担額を想定。

- 川東コミュニティバスは、年間利用者数、収支率、財政負担額ともに前年度を下回らないことを目標とする。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 新発田市地域公共交通活性化協議会
住 所 新潟県新発田市中心町 3 丁目 3 番 3 号
代 表 者 氏 名 会 長 伊 藤 純 一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持事業 詳細
(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

令和 7 年 6 月 日

(名称) 新発田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

新発田市の公共交通は、市内と市外とを結ぶ幹線で広域的な役割を担う広域路線（羽越本線（鉄道）、白新線（鉄道）、木崎線（路線バス））を軸に、新発田駅を交通結節点として、市域内に広範にわたる鉄道、路線バス、コミュニティバス等により放射状に広がっており、これらの公共交通のうち、広域路線に通じる幹線路線（菅谷・加治コミュニティバス、川東コミュニティバス、松浦地区デマンド乗合タクシー、豊浦地域公共交通、五十公野～赤谷地区公共交通、加治川地域公共交通、紫雲寺地域公共交通、佐々木地区公共交通）と中心市街地路線（市街地循環バス（あやめバス））が広域路線の支線の役割を果たしている。こうした新発田駅を交通結節点とした公共交通網の整備により、「新発田市都市計画マスタープラン」に示すように、中心市街地の各公共施設や商業施設、医療機関といった施設や観光資源への市内外からのアクセス性の確保や回遊性の向上を図り、新発田市街地中心部の「都市拠点」としての機能を高めている。

当市における公共交通を取り巻く現状としては、少子化により高校生のコミュニティバス利用者数が減少している一方で、学校統廃合に伴う児童生徒の移動手段の確保が求められている。また、高齢者の運転免許証の返納が増える中、高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保も求められている。さらに、新興住宅地や新たな商業施設など、まちの変化に対応した新たな公共交通が求められている。一方で、近年バスやタクシーの運転手不足が深刻化しており、これまで以上に公共交通の維持・確保が難しい状況となっている。

こうした中、広域路線の支線の役割を果たしている路線のうち、「市街地循環バス」は、市中心部内の居住地域・交通結節点と各拠点施設を結び、地域住民及び各地域・近隣市町からの利用者にとって重要な移動手段となっている。また、「川東コミュニティバス」は、川東地区と市中心部を結ぶ地域住民の日常生活を支える重要な路線であるとともに、川東小・中学校の通学手段としても欠かせない路線となっている。

このことから、地域公共交通確保維持事業により、将来に渡って市街地循環バスと川東コミュニティバスの安定した運行の確保・維持を図る必要がある。（新発田市地域公共交通計画（以下「計画」という。）P47、49参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

・年間利用者数の目標値を以下のように設定する。

〔市街地循環バス〕

R6 年度における年間利用者数は 81,424 人であり、新型コロナウイルス感染症拡大前の平成 30 年度の水準まで回復した。新発田市地域公共交通計画では R4 の現況値 67,068 人に対し、R10 の目標値を 78,000 人としており、目標を達成した。R8 の目標値について、中央ルートは前年を下回らないよう 82,000 人、東西ルートについては、中央ルートの利用者数に運行距離の比率及び新たな路線の定着率として 70%を乗じて算出した 40,000 人とし、合計 122,000 人とする。（計画 P51 参照）

〔川東コミュニティバス〕

H30 の年間利用者数は 48,704 人だったが、その後は減少・増加があり、前年度を下回らないことを目標とする。R6 の年間利用者数は 46,992 人だったため、R8 の目標値を 47,000 人とする。（計画 P52 参照）

- ・収支率が現状を下回らないことを目標とする。（計画 P53 参照）

[市街地循環バス]

- ・中央ルート

R6 の収支率が 22.9%だったため、R8 の目標値を 22.9%以上とする。

- ・東西ルート

R7 の利用者数を 40,000 人と想定すると、収支率は 17.2%であり、R8 の目標を 17.2%以上とする。

[川東コミュニティバス]

R6 の収支率が 9.5%だったため、R8 の目標値を 9.5%以上とする。

※収支率：総収入（現金＋回数券＋定期券）÷運行経費（車両施設整備費除く）×100

- ・財政負担額が現状を上回らないことを目標とする。（計画 P52 参照）

[市街地循環バス]

- ・中央ルート

R6 の財政負担額が 346.3 円/年・人だったため、R8 の目標値を 346.3 円/年・人とする。

- ・東西ルート

R7 の利用者数を 40,000 人と想定すると、財政負担額は 458.2 円/年・人であり、R8 の目標値を 458.2 円/年・人とする。

[川東コミュニティバス]

R6 の財政負担額が 1,026.5 円/年・人だったため、R8 の目標値を 1,026.5 円/年・人以下とする。

（２）事業の効果

[市街地循環バス]

当市中心市街地における各公共施設や商業施設、医療機関といった施設などへのアクセス性の確保と回遊性の向上が図られる。

[川東コミュニティバス]

川東地区における自家用車を運転できない高齢者や障がい者、高校生等の交通弱者の日常生活の移動ニーズに応じた移動手段と川東小・中学校への通学手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

施策1 市外を結ぶ公共交通の維持・利便性向上（計画 P56～57 参照）

- ・市外を結ぶ公共交通の維持
- ・鉄道との乗継利便性の向上

施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、関係市町、交通事業者

施策2 周辺地域から市街地への移動手段の維持・確保（計画 P57～58 参照）

- ・市街地にアクセスしやすい移動手段の確保
- ・利用状況や地域状況に応じた適切な運行手法の検討・導入

施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、交通事業者

施策3 市街地内における移動利便性の向上（計画 P59～60 参照）

- ・市街地内で移動しやすい環境の維持
- ・市街地循環（あやめ）バスの運行ルート見直しに向けた検討

施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、交通事業者

施策4 地域で地域の公共交通を守るしくみの維持（計画 P60～61 参照）

- ・数値目標の達成状況に応じて増減便する仕組みの導入検討
- ・周辺地区における公共交通の現状把握及び方向性を検討する部会の継続実施

施策の実施主体 新発田市、交通事業者、地域住民

施策5 市民の公共交通に対する理解度向上と利用促進（計画 P61～63 参照）

- ・公共交通の乗り方・運行内容の周知
- ・公共交通に関心をもってもらうイベントの実施
- ・高齢者の公共交通利用促進
- ・待合環境の整備
- ・駐輪場の維持・整備
- ・キャッシュレス決済の利便性向上

施策の実施主体 新発田市、交通事業者

施策6 わかりやすい情報提供（計画 P64～66 参照）

- ・既存システムを活用したバス位置情報の提供路線拡大
- ・GTFS データを活用した情報発信
- ・「わたしの時刻表」の作成による乗り継ぎ情報の提供

施策の実施主体 新発田市、交通事業者

施策7 輸送資源の総動員及び新技術による利便性向上・効率化（計画 P66～67 参照）

- ・輸送資源の総動員と適切な使い分けによる運行の効率化
- ・通学に対応したコミュニティバスの運行継続

施策の実施主体 新発田市、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市街地循環バス及び川東コミュニティバスについて、その運行に係る費用総額のうち、新発田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・バス運行事業者及び市が行う乗降調査 ・バス運行事業者からの毎月提出される利用状況報告
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成23年5月27日 ・平成24年2月14日 ・平成24年5月31日 ・平成25年5月31日 ・平成25年11月7日 ・平成26年2月18日 ・平成26年6月24日 ・平成27年2月17日 ・平成27年6月5日 ・平成28年2月17日 ・平成28年4月13日 ・平成28年4月22日 ・平成28年5月26日 ・平成28年10月6日 ・平成29年3月22日	事業内容、費用負担、計画全般について協議し、合意を得た。 市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 あやめバス、川東地区の見直しについて協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、地域協働推進事業計画について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得られた。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 都市計画道路「島潟荒町線」供用開始に伴う運行区間の変更について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画、要綱に定める軽微な変更の取り扱いについて協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議、合意を得た。

・平成29年6月23日	新発田市地域公共交通網形成計画の策定による地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・平成29年8月23日 付け書面協議	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・平成29年10月19日 付け書面協議	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・平成30年6月19日 付け書面協議	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・平成30年12月20日 付け書面協議	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・平成31年3月25日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・令和元年6月27日	事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画、要綱に定める軽微な変更の取り扱いについて協議し、合意を得た。
・令和元年8月23日	地域公共交通網形成計画の進捗状況について協議し、合意を得た。
・令和元年12月20日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・令和2年7月28日付 け書面協議	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・令和2年8月25日	地域公共交通網形成計画の進捗状況について協議し、合意を得た。
・令和2年12月17日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・令和3年6月24日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・令和3年7月20日	豊浦地域公共交通の運行見直しについて協議し、合意を得た。
・令和3年12月27日	地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・令和4年3月29日	令和4年度事業計画案及び予算案について協議し、合意を得た。
・令和4年6月29日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・令和4年12月21日	地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・令和5年3月28日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・令和5年6月26日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・令和5年7月10日付 け書面協議	令和5年度新発田市生活交通改善事業計画案について協議し、合意を得た。
・令和5年9月26日付 け書面協議	加治川地域公共交通の運行開始に伴う予算の補正及び豊浦地域公共交通の運行内容変更について協議し、合意を得た。
・令和5年10月25日	地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域内公共交通計画の素案について協議し、合意を得た。
・令和5年12月25日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・令和6年3月27日]	新発田市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について協議し、合意を得た。
・令和6年5月17日付 け書面協議	川東コミュニティバスの運行内容変更について協議し、合意を得た。
・令和6年6月24日	令和7年度地域公共交通計画認定申請書(案)について協議し、合意を得た。
・令和6年7月18日付 け書面協議	生活交通改善事業計画(リフト付き福祉タクシーの導入)について協議し、合意を得た。
・令和6年10月11日付 け書面協議	豊浦地域公共交通(中浦・荒橋号)の運行内容変更について協議し、合意を得た。
・令和6年12月24日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議を行う予定。

・令和7年2月3日付け 書面協議	川東コミュニティバス及び加治川地域公共交通の運行内容変更について協議し、合意を得た。
・令和7年3月27日	令和7年度事業計画、予算及び地域公共交通計画について協議し、合意を得た。
・令和7年6月24日	令和8年度地域公共交通計画認定申請書（案）について協議し、合意を得た。
19. 利用者等の意見の反映状況	
新発田市地域公共交通計画の策定に関して、令和4年12月から令和5年12月まで5回にわたり協議会を開催し、協議会での意見を計画に反映した。また、令和5年11月にはパブリックコメントを実施し、ホームページや意見箱で意見を募集したが、特に意見はなかった。 協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会、運行地区代表者から委員が加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。また、定期的にバスに乗車し、動態調査を行うなど、利用者ニーズの把握を行っている。 川東コミュニティバスについては、地域住民で構成される川東地区自治連合会の川東地区コミュニティバス検討部会において、利用促進の取組や運行の見直し等について、定期的に検討を行っている。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）新潟県新発田市中心町 3-3-3

（所 属）新発田市 市民まちづくり支援課

（氏 名）新保 恭子

（電 話）0254-28-9644（課直通）

（e-mail）kotsu@city.shibata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新発田市	新潟交通観光バス 株式会社	(1) 中央ルート外回り(大栄 町2丁目経由)	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	往17.5km 循環	365日	1,825.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(2) 中央ルート外回り(リハ ビリテーション病院前経 由)	新発田 駅	リハビリ テーショ ン病院前	新発田 営業所	往17.0km 循環	365日	730.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(3) 中央ルート内回り(大栄 町2丁目経由)	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	往17.3km 循環	365日	1,575.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(4) 中央ルート内回り(リハ ビリテーション病院前経 由)	新発田 駅	リハビリ テーショ ン病院前	新発田 営業所	往17.7km 循環	365日	730.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(5) 中央ルート外回り(東新 町2丁目経由)	新発田 営業所	東新町2 丁目	新発田 駅	往18.5km 循環	240日	240.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(6) 中央ルート外回り(リハ ビリテーション病院前経 由、緑町経由なし)	新発田 駅	リハビリ テーショ ン病院前	新発田 営業所	往14.4km 循環	240日	480.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(7) 中央ルート内回り(城北 ニュータウン起点、大栄 町2丁目経由)	城北町 ニュータ ウン	大栄町2 丁目	新発田 駅	往11.3km 復 km	240日	120.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(8) 川東ｺﾓﾊﾞｽ(宮古木村 中方面、川東小経由新 発田駅)	新発田 駅	川東小	宮古木 村中	往10.5km 復 km	238日	238.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(9) 川東ｺﾓﾊﾞｽ(上楠川方 面、川東小経由新発田 駅)	上楠川	川東小	新発田 駅	往8.6km 復 km	238日	279.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(10) 川東ｺﾓﾊﾞｽ(上楠川方 面、上三光経由新発田 駅)	新発田 駅	上三光	上楠川	往11.8km 復 km	238日	199.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(11) 川東ｺﾓﾊﾞｽ(新発田営 業所、川東小)	新発田 営業所	西姫田	川東小	往7.6km 復 km	238日	119.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(12) 川東ｺﾓﾊﾞｽ(川東小、上 中江経由新発田営業 所)	新発田 営業所	上中江	川東小	往11.4km 復11.5km	238日	547.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(13) 川東ｺﾓﾊﾞｽ(新発田駅 ～石喜～新発田営業 所(川東循環))	新発田 駅	石喜	新発田 営業所	往17.6km 循環	238日	238.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(14) 東ルート内回り	新発田 営業所	バードタ ウン	新発田 駅	往10.6km 循環	365日	2,065.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(15) 東ルート外回り	新発田 駅	バードタ ウン	新発田 営業所	往10.6km 循環	365日	2,065.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(16) 西ルート内回り	新発田 駅	パテオ西 新発田	新発田 営業所	往10.7km 循環	365日	2,065.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③
		(17) 西ルート外回り	新発田 営業所	パテオ西 新発田	新発田 駅	往10.7km 循環	365日	2,065.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新 発田駅前停留所にて近接	③

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新発田市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	45,522
交通不便地域等	5,357

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
5,357	旧加治川村	過疎地域

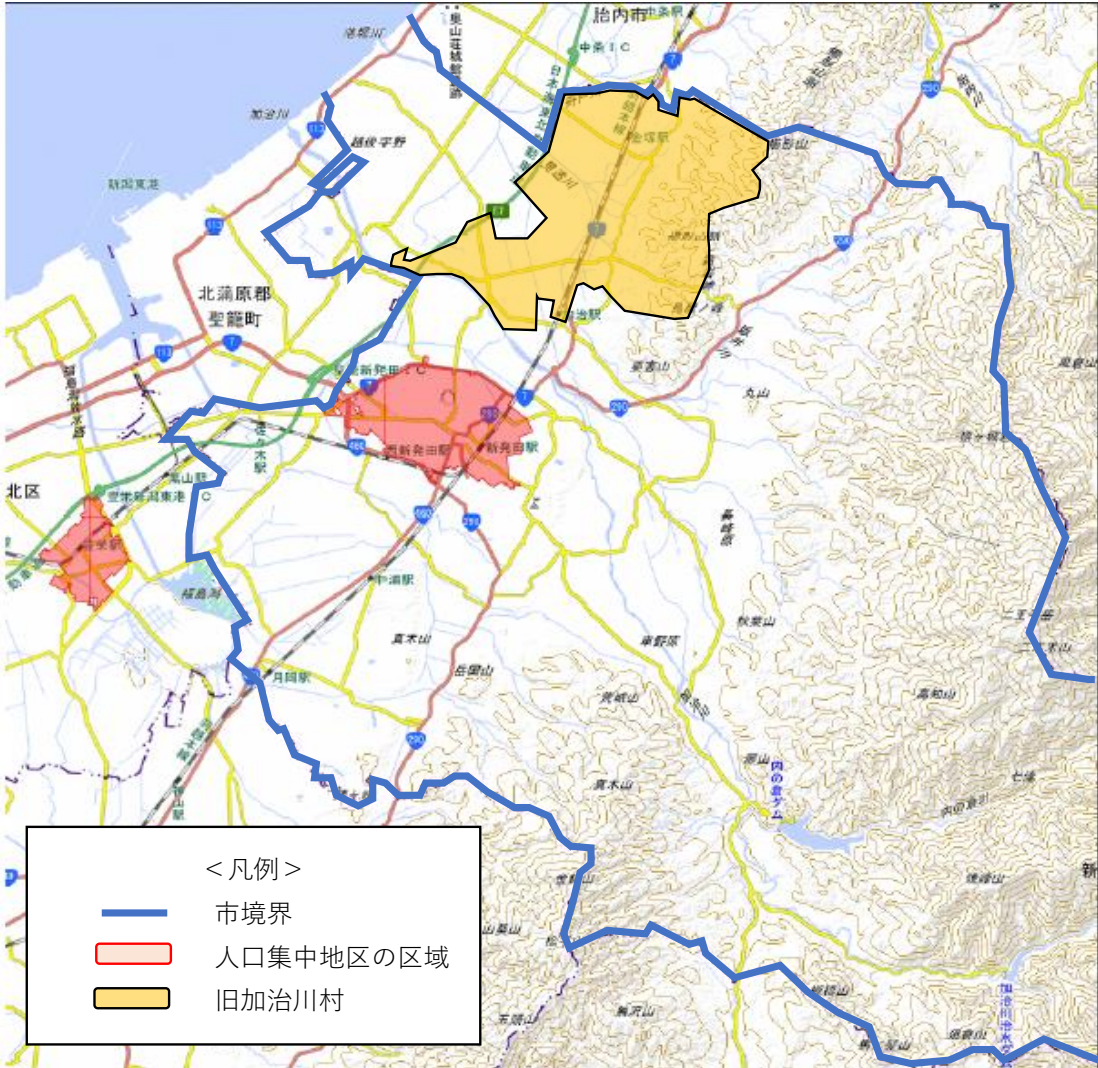
地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
新発田市地域公共交通計画	令和6年2月29日	

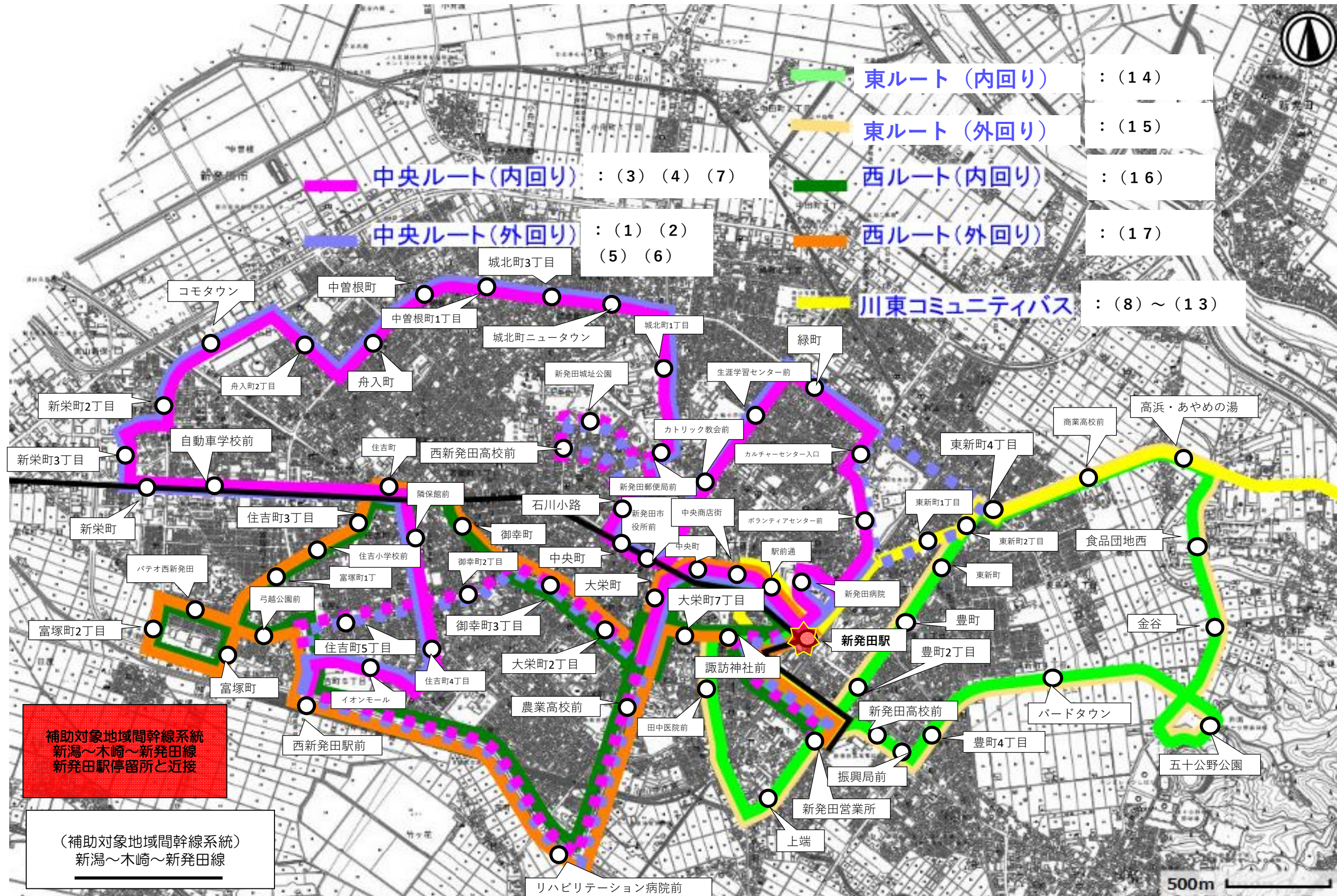
新発田市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
新発田市地域公共交通計画（本編）P47、49
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
新発田市地域公共交通計画（本編）P49
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
新発田市地域公共交通計画（本編）P49、54～67
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
新発田市地域公共交通計画（本編）P50～53

表 5 添付書類（人口集中地区以外の地区が分かる地図、旧加治川村の地図）



市街地循環バス（あやめバス）
運行系統図



① 谷折り

② 山折り

③ 谷折り

緑町方面 には経由しません

④谷折り



◆印8/13~16及012/29~1/3は連休 ◆印1/1連休

土・日曜日、祝日、12/29～1/3のみ、18：47新発田営業所着

「平日のみ」は、月～金曜日運行（祝日、12/29～1/3は運休）

市街地循環バス（東西ルート）の時刻表

東ルート 内回り かぐやひめ号

運行日	行き先	新発田営業所	新発田駅	田中医院前	上端	新発田高校前	振興局前	豊町4丁目	バードタウン	五十公野公園	金谷	食品団地西	高浜あやめの湯	商業高校前	東新町4丁目	東新町	豊町	豊町2丁目	新発田駅
平日のみ	新発田駅	7:34	7:39	7:41	あやめ⑱ 申請番号14 系統2581 東ルート内回り												8:00	8:01	8:05
毎日	新発田営業所	—	8:36	8:38	あやめ⑳ 申請番号14 系統2582 東ルート内回り												8:57	8:58	9:02
毎日	新発田営業所	10:17	10:22	10:24	あやめ㉑ 申請番号14 系統2581 東ルート内回り												10:43	10:44	10:48
毎日	新発田営業所	13:39	13:44	13:46	あやめ㉒ 申請番号14 系統2581 東ルート内回り												14:05	14:06	14:10
毎日	新発田営業所	15:52	15:57	15:59	あやめ㉓ 申請番号14 系統2581 東ルート内回り												16:18	16:19	16:23
毎日	新発田営業所	17:35	17:40	17:42	あやめ㉔ 申請番号14 系統2581 東ルート内回り												18:01	18:02	18:06

「平日のみ」は、月～金曜日運行（祝日、12/29～1/3は運休）

西ルート 内回り かぐやひめ号

新発田駅	駅前通	中央商店街	中央町	大栄町	大栄町2丁目	御幸町3丁目	御幸町	住吉町3丁目	住吉小学校前	富塚町1丁目	パテオ西新発田	富塚町2丁目	富塚町	弓越公園前	西新発田駅前	リハビリテーション病院前	農業高校前	大栄町7丁目	諏訪神社前	新発田駅	新発田営業所
8:07	8:08	8:09	8:10	8:11	あやめ㉕ 申請番号16 系統2584 西ルート内回り												8:32	8:33	8:33	8:34	—
9:04	9:05	9:06	9:07	9:08	あやめ㉖ 申請番号16 系統2583 西ルート内回り												9:29	9:30	9:30	9:31	9:36
10:50	10:51	10:52	10:53	10:54	あやめ㉗ 申請番号16 系統2583 西ルート内回り												11:15	11:16	11:16	11:17	11:22
14:12	14:13	14:14	14:15	14:16	あやめ㉘ 申請番号16 系統2583 西ルート内回り												14:37	14:38	14:38	14:39	14:44
16:25	16:26	16:27	16:28	16:29	あやめ㉙ 申請番号16 系統2583 西ルート内回り												16:50	16:51	16:51	16:52	16:57
18:08	18:09	18:10	18:11	18:12	あやめ㉚ 申請番号16 系統2583 西ルート内回り												18:33	18:34	18:34	18:35	18:40

西ルート 外回り そんごくう号

運行日	行き先	新発田営業所	新発田駅	諏訪神社前	大栄町7丁目	農業高校前	リハビリテーション病院前	西新発田駅前	弓越公園前	富塚町	富塚町2丁目	パテオ西新発田	富塚町1丁目	住吉小学校前	住吉町3丁目	御幸町	御幸町3丁目	大栄町2丁目	大栄町	中央町	中央商店街	駅前通	新発田駅
平日のみ	新発田駅	7:41	7:46	7:47	7:47	7:48	あやめ㉛ 申請番号17 系統2583 西ルート外回り												8:09	8:10	8:11	8:12	8:13
毎日	新発田営業所	—	8:56	8:57	8:57	8:58	あやめ㉜ 申請番号17 系統2584 西ルート外回り												9:19	9:20	9:21	9:22	9:23
毎日	新発田営業所	10:48	10:53	10:54	10:54	10:55	あやめ㉝ 申請番号17 系統2583 西ルート外回り												11:16	11:17	11:18	11:19	11:20
毎日	新発田営業所	13:04	13:09	13:10	13:10	13:11	あやめ㉞ 申請番号17 系統2583 西ルート外回り												13:32	13:33	13:34	13:35	13:36
毎日	新発田営業所	15:57	16:02	16:03	16:03	16:04	あやめ㉟ 申請番号17 系統2583 西ルート外回り												16:25	16:26	16:27	16:28	16:29
毎日	新発田営業所	17:52	17:57	17:58	17:58	17:59	あやめ㊱ 申請番号17 系統2583 西ルート外回り												18:20	18:21	18:22	18:23	18:24

「平日のみ」は、月～金曜日運行（祝日、12/29～

東ルート 外回り そんごくう号

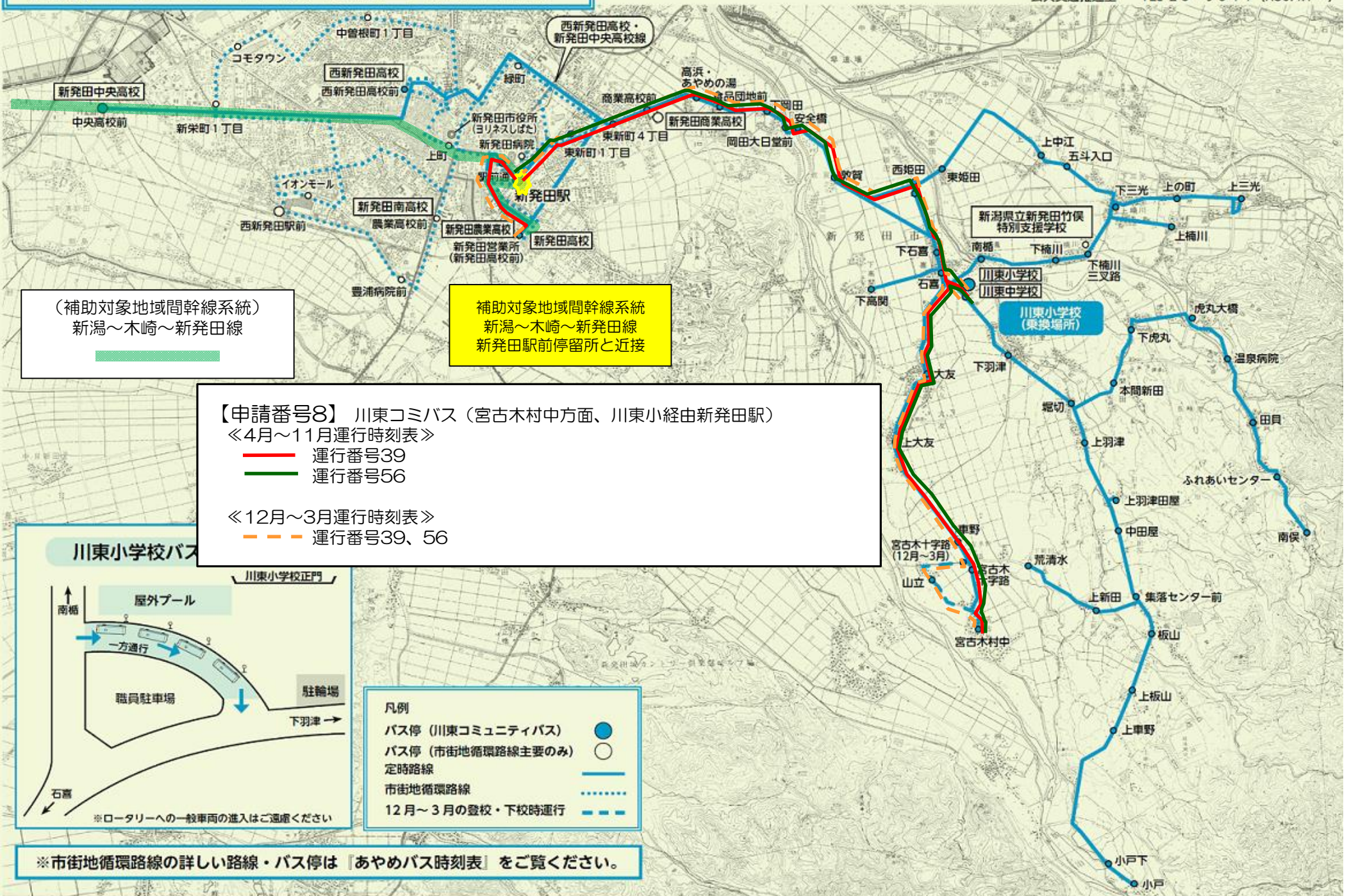
新発田駅	豊町2丁目	豊町	東新町	東新町4丁目	商業高校前	高浜あやめの湯	食品団地西	金谷	五十公野公園	バードタウン	豊町4丁目	振興局前	新発田高校前	上端	田中医院前	新発田駅	新発田営業所
8:20	8:24	8:25	あやめ㊲ 申請番号15 系統2582 東ルート外回り												8:44	8:46	—
9:25	9:29	9:30	あやめ㊳ 申請番号15 系統2581 東ルート外回り												9:49	9:51	9:56
11:22	11:26	11:27	あやめ㊴ 申請番号15 系統2581 東ルート外回り												11:46	11:48	11:53
13:38	13:42	13:43	あやめ㊵ 申請番号15 系統2581 東ルート外回り												14:02	14:04	14:09
16:31	16:35	16:36	あやめ㊶ 申請番号15 系統2581 東ルート外回り												16:55	16:57	17:02
18:26	18:30	18:31	あやめ㊷ 申請番号15 系統2581 東ルート外回り												18:50	18:52	18:57

川東コミュニティバス 路線図 平成 30 年 4 月 1 日～

【お問い合わせ先】 新潟交通観光バス株新発田営業所
新発田市 市民まちづくり支援課

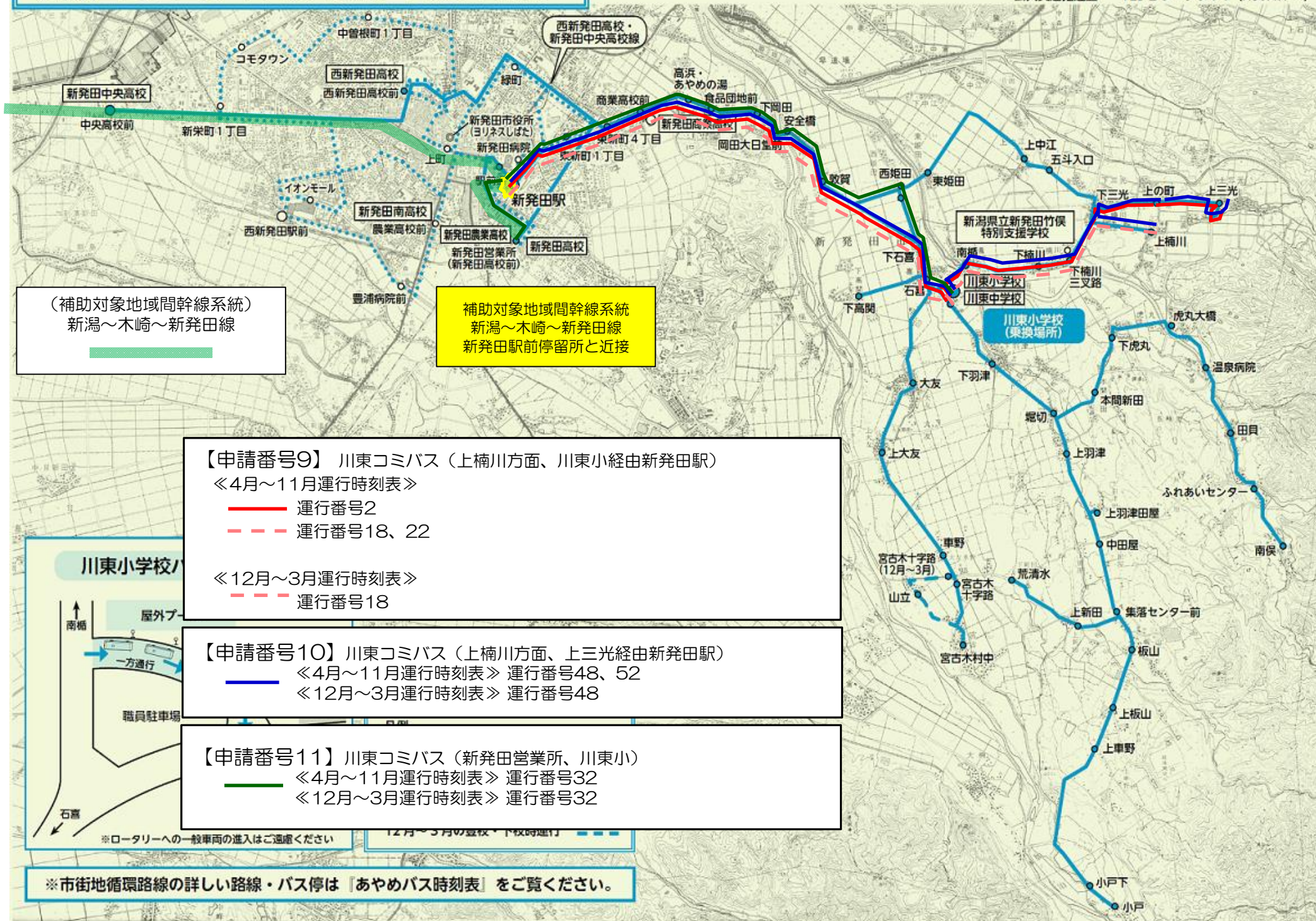
公共交通対策係
公共交通推進室

TEL 23-2111
TEL 28-9640 (～H30.3.31)
TEL 28-9644 (H30.4.1～)



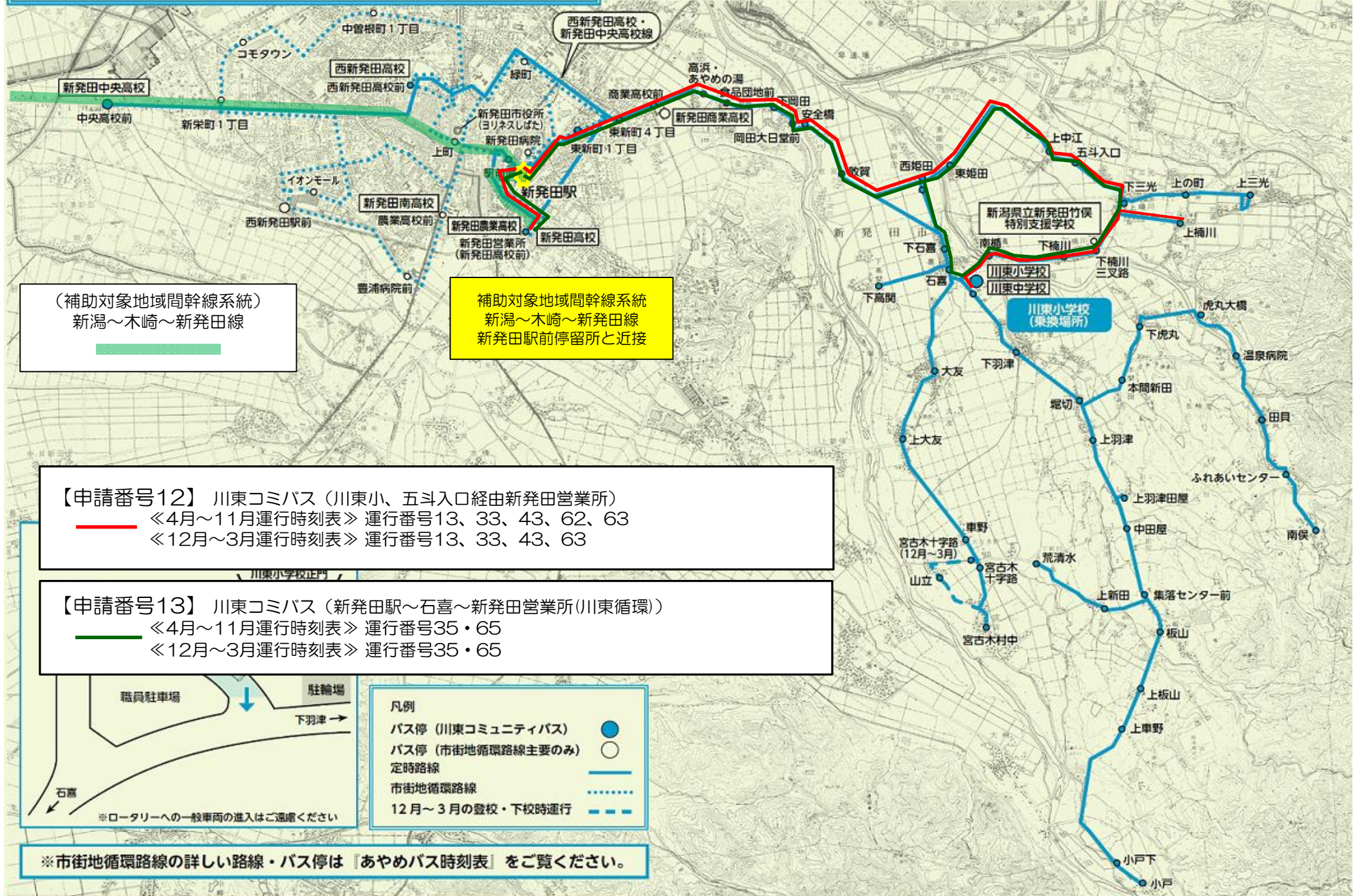
川東コミュニティバス 路線図 平成 30 年 4 月 1 日～

【お問い合わせ先】 新潟交通観光バス株新発田営業所
 新発田市 市民まちづくり支援課 公共交通対策係
 公共交通推進室
 TEL 23-2111
 TEL 28-9640 (～H30.3.31)
 TEL 28-9644 (H30.4.1～)



川東コミュニティバス 路線図 平成 30 年 4 月 1 日～

【お問い合わせ先】 新潟交通観光バス株式会社新発田営業所
 新発田市 市民まちづくり支援課 公共交通対策係 公共交通推進室
 TEL 23-2111
 TEL 28-9640 (～H30.3.31)
 TEL 28-9644 (H30.4.1～)



【申請番号12】 川東コミバス（川東小、五斗入口経由新発田営業所）
 ≪4月～11月運行時刻表≫ 運行番号13、33、43、62、63
 ≪12月～3月運行時刻表≫ 運行番号13、33、43、63

【申請番号13】 川東コミバス（新発田駅～石喜～新発田営業所(川東循環)）
 ≪4月～11月運行時刻表≫ 運行番号35・65
 ≪12月～3月運行時刻表≫ 運行番号35・65

凡例
 バス停（川東コミュニティバス） ●
 バス停（市街地循環路線主要のみ） ○
 定時路線 ————
 市街地循環路線
 12月～3月の登校・下校時運行 - - - -

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

川東コミュニティバス時刻表（案）

【令和8年4月1日～令和9年11月30日ダイヤ】

●土曜・日曜日、祝日、8月13日～16日及び12月29日～1月3日は運休します。
◎路線図や運賃表等については、別刷「川東コミュニティバス路線図」をご覧ください。

【お問い合わせ先】新潟交通観光バス（株）新発田営業所
新発田市 市民まちづくり支援課 公共交通推進室

TEL 23-2111
TEL 28-9644

新発田駅方面行き

宮古木村中方面から					
運行番号	4	11	14	19	23
宮古木村中	7:45	9:45	12:35	15:35	16:30
宮古木十字路	7:46	9:46	12:36	15:36	16:31
車野	7:47	9:47	12:37	15:37	16:32
上大友	7:50	9:50	12:40	15:40	16:35
大友	7:51	9:51	12:41	15:41	16:36
川東小	8:00	10:00	12:50	15:45	16:40
石喜	8:01	10:01	12:51	（川東小で22番に乗換可）	
下石喜	8:02	10:02	12:52		
西姫田	8:03	10:03	12:53		
敦賀	8:06	10:06	12:56		
安全橋	8:07	10:07	12:57		
岡田大日堂前	8:08	10:08	12:58		
下岡田	8:09	10:09	12:59		
食品団地前	8:09	10:09	12:59		
高浜・あやめの湯	8:11	10:11	13:01		
商業高校前	8:12	10:12	13:02		
東新町4丁目	8:13	10:13	13:03		
東新町1丁目	8:14	10:14	13:04		
新発田駅	8:17	10:17	13:07		
市街地循環	右表①へ乗換不要	右表②へ乗換不要	右表③へ乗換不要		

◎「川東小」は「川東小学校」の略称です。

◎ は、「川東小学校」で目的地までのバスに乗り換えることができます。

JR(新潟)	8:33	10:28	13:40	－	17:51
JR(村上)	9:30	11:25	14:36	－	18:07
JR(新津)	8:22	11:32	13:23	－	18:16

上板山・荒清水・小戸方面から				
運行番号	3	10	20	24
荒清水	7:30		15:35	16:33
上新田	7:31		15:36	16:34
小戸	7:39			
小戸下	7:40			
上車野	7:43			
上板山	7:45	9:45	15:40	16:38
板山	7:46	9:46	15:41	16:39
集落センター前	7:47	9:47	15:42	16:40
中田屋	7:48	9:48	15:43	16:41
上羽津田屋	7:49	9:49	15:44	16:42
上羽津	7:50	9:50	15:45	16:43
堀切	7:51	9:51	15:46	16:44
下羽津	7:52	9:52	15:47	16:45
川東小	8:00	9:54	15:49	16:47
石喜	8:01	川東小で11番に乗換可		川東小で22番に乗換可
下石喜	8:02			
敦賀	8:04			
安全橋	8:05			
岡田大日堂前	8:06	（川東小で11番に乗換可）		
下岡田	8:07			
新発田営業所（新発田高校前）	8:15			

JR(新潟)	－	10:28	－	17:51
JR(村上)	－	11:25	－	18:07
JR(新津)	－	11:32	－	18:16

南俣方面から				
運行番号	5	12	21	25
長峰	7:36			
南俣	7:38	9:33	15:37	16:37
ふれあいセンター	7:39	9:34	15:38	16:38
田貝	7:41	9:36	15:40	16:40
温泉病院	7:44	9:39	15:43	16:43
虎丸大橋	7:46	9:41	15:45	16:45
下虎丸	7:48	9:43	15:47	16:47
本間新田	7:50	9:45	15:49	16:49
堀切	7:52	9:47	15:51	17:51
下羽津	7:53	9:48	15:52	17:52
川東小	8:00	9:50	15:54	16:54
石喜	8:01	（川東小で11番に乗換可）		川東小で22番に乗換可
下石喜	8:02			
西姫田	8:03			
敦賀	8:06			
安全橋	8:07			
岡田大日堂前	8:08			
下岡田	8:09			
食品団地前	8:09			
高浜・あやめの湯	8:11			
商業高校前	8:12			
東新町4丁目	8:13			
西新発田高校前	8:25			
中央高校前	8:37			

※運行番号5番は8月3日(月)～8月31日(月)は川東小止まりとなります。

JR(新潟)	－	10:28	－	17:51
JR(村上)	－	11:25	－	18:07
JR(新津)	－	11:32	－	18:16

三光方面から				
運行番号	2	74	18	22
上楠川			15:32	16:48
上の町	7:45	9:40		
上三光	7:46	9:41		
下三光	7:50	9:45		
下楠川三叉路	7:51	9:46	15:34	16:50
下楠川	7:52	9:47	15:34	16:50
南橋	7:53	9:48	15:36	16:52
川東小	8:00	9:49	15:38	16:54
石喜	8:01	（川東小で11番に乗換可）	15:40	16:55
下石喜	8:02		15:40	16:56
敦賀	8:04		15:43	16:59
安全橋	8:05		15:43	16:59
岡田大日堂前	8:06		15:45	17:01
下岡田	8:07		15:45	17:01
食品団地前	8:08		15:46	17:02
高浜・あやめの湯	8:09		15:47	17:03
商業高校前	8:10		15:48	17:04
東新町4丁目	8:11		15:49	17:05
東新町1丁目	8:12		15:50	17:06
新発田駅	8:15		15:53	17:09

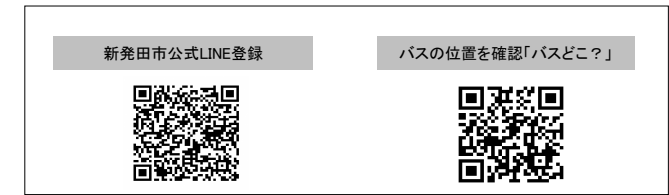
JR(新潟)	8:21	10:28	16:42	17:51
JR(村上)	8:21	11:25	16:28	18:07
JR(新津)	8:22	11:32	17:03	18:16

川東小・石喜方面から								
運行番号	1	65	77	13	62	63	75	76
下高関			9:52					
川東小	7:00	裏面35番から	9:55	12:05	15:15	16:20	17:50	18:55
石喜	7:01	8:40	（川東小で11番に乗換可）				17:51	18:56
下石喜	7:02	8:40					17:52	18:57
南橋		8:42		12:07	15:17	16:22		
下楠川		8:43		12:08	15:18	16:23		
下楠川三叉路		8:44		12:09	15:19	16:24		
下三光		8:47		12:11	15:21	16:26		
五斗入口		8:48		12:12	15:22	16:27		
上中江		8:49		12:13	15:23	16:28		
東姫田		8:52		12:16	15:26	16:31		
西姫田	7:03	8:53		12:17	15:27	16:32		
敦賀	7:06	8:55		12:19	15:29	16:34	17:54	18:59
安全橋	7:07	8:56		12:20	15:30	16:35	17:55	19:00
岡田大日堂前	7:08	8:57		12:21	15:31	16:36	17:56	19:01
下岡田	7:08	8:58		12:22	15:32	16:37	17:57	19:02
食品団地前	7:09	8:58		12:23	15:33	16:38	17:58	19:03
高浜・あやめの湯	7:10	8:59		12:24	15:34	16:39	17:59	19:04
商業高校前	7:12	9:00		12:25	15:35	16:40	18:00	19:05
東新町4丁目	7:12	9:01		12:26	15:36	16:41	18:01	19:06
東新町1丁目	7:14	9:02		12:27	15:37	16:42	18:02	19:07
新発田駅	7:17	9:05		12:30	15:40	16:45	18:05	19:10
駅前通		9:06		12:31	15:41	16:46		19:11
新発田営業所（新発田高校前）		9:10		12:35	15:45	16:50		19:15

JR(新潟)	7:38	9:30	10:28	13:03	15:48	17:04	18:22	19:31
JR(村上)	7:24	9:30	11:25	14:36	15:50	18:07	18:39	19:35
JR(新津)	8:22	11:32	11:32	13:23	15:53	17:03	18:16	19:48

（乗継券なしの場合）
バス前方の運賃表示器に表示された運賃をお支払いください。

バスの乗り方・乗り換え方法（各地区方面から新発田駅へ行く場合）



J R（新潟）は、すべて「白新線 普通列車（新潟駅方面）」への新発田駅からの出発時刻で

J R（村上）は、すべて「羽越線 普通列車（村上駅方面）」への新発田駅からの出発時刻で

J R（新津）は、すべて「羽越線 普通列車（新津駅方面）」への新発田駅からの出発時刻で

※出発時刻については、「新発田駅」バス停にバス到着後、列車発車まで5分以上ある時刻を記載しています。
※令和7年3月15日改正の時刻です。詳しい時刻については、JR東日本新潟支社の駅等でご確認のうえ、ご利用ください。

【令和7年12月1日～令和8年3月31日ダイヤ】
令和7年12月1日改正

新発田市市民まちづくり支援課 公共交通推進室 TEL 28-9644

宮古木村中方面から					
運行番号	4	11	14	19	23
宮古木村中	7:45	9:45	12:35	15:35	16:35
山立	7:47		12:37		
宮古木十字路口	7:48	9:46	12:38	15:36	16:36
車野	7:49	9:47	12:39	15:37	16:37
上大友	7:52	9:50	12:42	15:40	16:40
大友	7:53	9:51	12:43	15:41	16:41
川東小	8:00	10:00	12:50	15:45	16:45
石喜	8:01	10:01	12:51	（川東小で25番に乗換可）	
下石喜	8:02	10:02	12:52		
西姫田		10:03	12:53		
敦賀	8:04	10:06	12:56		
安全橋	8:05	10:07	12:57		
岡田大日堂前	8:06	10:08	12:58		
下岡田	8:07	10:09	12:59		
食品団地前	8:08	10:09	12:59		
高浜・あやめの湯	8:09	10:11	13:01		
商業高校前	8:10	10:12	13:02		
東新町4丁目	8:11	10:13	13:03		
東新町1丁目	8:12	10:14	13:04		
新発田駅	8:15	10:17	13:07		
市街地循環		右表②へ乗換不要	右表③へ乗換不要		

上板山・荒清水・小戸方面から					
運行番号	67	3	10	20	24
荒清水		7:45		15:35	16:35
上新田		7:46		15:36	16:36
小戸	7:20				
小戸下	7:21				
上車野	7:24				
上板山	7:25		9:45	15:40	16:40
板山	7:26		9:46	15:41	16:41
集落 センター前	7:27	7:48	9:47	15:42	16:42
中田屋	7:28	7:49	9:48	15:43	16:43
上羽津田屋	7:29	7:50	9:49	15:44	16:44
上羽津	7:30	7:51	9:50	15:45	16:45
堀切	7:31	7:52	9:51	15:46	16:46
下羽津	7:33	7:53	9:52	15:47	16:47
川東小	7:35	8:00	9:54	15:49	16:49
石喜	（川東小で2、3、4、5番に乗換可）	8:01	（川東小で11番に乗換可）		（川東小で25番に乗換可）
下石喜		8:02			
敦賀		8:04			
安全橋		8:05			
岡田大日堂前		8:06			
下岡田		8:07			
新美田営業所 (新美田高校前)		8:15			

南俣方面から					
運行番号	61	64	12	21	25
南俣	7:28	☆運行日注意	9:35	15:35	16:35
ふれあいセンター	7:29		9:36	15:36	16:36
田貝	7:31		9:38	15:38	16:38
温泉病院	7:33		9:40	15:40	16:40
虎丸大橋	7:34	7:53	9:41	15:41	16:41
下虎丸	7:36	7:54	9:43	15:43	16:43
本間新田	7:38	7:56	9:45	15:45	16:45
堀切	7:40	7:58	9:47	15:47	16:47
下羽津	7:41	7:59	9:48	15:48	16:48
川東小	7:43	8:01	9:50	15:50	16:55
石喜	（川東小で2、3、4、5番に乗換可）	（川東小で11番に乗換可）			16:57
下石喜					16:57
西姫田					16:58
敦賀					17:01
安全橋					17:01
岡田大日堂前					17:03
下岡田					17:03
食品団地前					17:04
高浜・あやめの湯					17:05
商業高校前					17:06
東新町4丁目					17:07
東新町1丁目			17:08		
新発田駅				17:11	

三光方面から					
運行番号	68	2	74	18	22
上楠川	7:25			15:32	16:32
上の町		7:45	9:40		
上三光		7:46	9:41		
下三光		7:50	9:45		
下楠川三叉路	7:27	7:51	9:46	15:34	16:34
下楠川	7:27	7:52	9:47	15:34	16:34
南楠	7:29	7:53	9:48	15:36	16:36
川東小	7:31	8:00	9:49	15:38	16:38
石喜	（川東小で2、3、4、5番に乗換可）	8:01	（川東小で11番に乗換可）	15:40	（川東小で25番に乗換可）
下石喜		8:02		15:40	
西姫田		8:03			
敦賀		8:06		15:43	
安全橋		8:07		15:43	
岡田大日堂前		8:08		15:45	
下岡田		8:09		15:45	
食品団地前		8:09		15:46	
高浜・あやめの湯		8:11		15:47	
商業高校前		8:12		15:48	
東新町4丁目	（	8:13		15:49	
東新町1丁目				15:50	
新発田駅				15:53	
西新発田高校前		8:25			
中央高校前		8:37			

川東小・石喜方面から											
運行番号	1	5	65	77	13	62	63	69	70	71	
下高関				9:52							
川東小	7:00	8:00		9:55	12:05	15:15	16:20	17:40	18:28	18:50	
石喜	7:01	8:01	8:41	(川東小で 11番に 乗換可)						18:51	
下石喜	7:02	8:02	8:41								18:52
南楯			8:43		12:07	15:17	16:22	17:42	18:29		
下楠川			8:44		12:08	15:18	16:23	17:43	18:31		
下楠川三叉路			8:45		12:09	15:19	16:24	17:44	18:32		
下三光			8:48		12:11	15:21	16:26	17:46	18:33		
五斗入口			8:49		12:12	15:22	16:27	17:54	18:41		
上中江			8:50		12:13	15:23	16:28	17:55	18:42		
東姫田			8:53		12:16	15:26	16:31	17:58	18:45		
西姫田	7:03	8:03	8:54		12:17	15:27	16:32	17:59	18:46	18:53	
敦賀	7:06	8:06	8:56		12:19	15:29	16:34	18:01	18:48	18:56	
安全橋	7:07	8:07	8:57		12:20	15:30	16:35	18:02	18:49	18:57	
岡田大日堂前	7:08	8:08	8:58		12:21	15:31	16:36	18:03	18:50	18:58	
下岡田	7:08	8:09	8:59		12:22	15:32	16:37	18:04	18:51	18:58	
食品団地前	7:09	8:09	8:59	12:23	15:33	16:38	18:05	18:52	18:59		
高浜・ あやめの湯	7:10	8:11	9:00	12:24	15:34	16:39	18:06	18:53	19:00		
商業高校前	7:12	8:12	9:01	12:25	15:35	16:40	18:07	18:54	19:01		
東新町4丁目	7:12	8:13	9:02	12:26	15:36	16:41	18:08	18:55	19:02		
東新町1丁目	7:14	8:14	9:03	12:27	15:37	16:42	18:09	18:56	19:03		
新免田駅	7:17	8:17	9:06	12:30	15:40	16:45	18:12	18:59	19:06		
市街地循環		右数回へ 乗換不要									
駅前通		8:18	9:07		12:31		16:46				
新免田営業所		循環後 9:19	9:11		12:35		16:50				

停留所	①	②	③
新発田駅	8:17	10:17	13:07
駅前通	8:18	10:18	13:08
中央商店街	8:19	10:19	13:09
中央町 (新発田市役所近辺)	8:20	10:20	13:10
大栄町	8:21	10:21	13:11
農業高校前	8:22	10:22	13:12
リハビリテーション病院前	8:25	10:25	13:15
西新発田駅前	8:31	10:31	13:21
イオンモール	8:33	10:33	13:23
住吉町4丁目	8:34	10:34	13:24
隣保館前	8:35	10:35	13:25
住吉町	8:36	10:36	13:26
自動車学校前	8:37	10:37	13:27
新栄町	8:39	10:39	13:29
新栄町3丁目	8:40	10:40	13:30
新栄町2丁目	8:41	10:41	13:31
コモタウン	8:46	10:46	13:36
舟入町2丁目	8:47	10:47	13:37
舟入町	8:48	10:48	13:38
中曽根町	8:49	10:49	13:39
中曽根町1丁目	8:50	10:50	13:40
城北町3丁目	8:51	10:51	13:41
城北町ニュータウン	8:52	10:52	13:42
城北町1丁目	8:53	10:53	13:43
新発田郵便局前	8:55	10:55	13:45
石川小路	8:57	10:57	13:47
中町	8:59	10:59	13:49
新発田市役所前	9:00	11:00	13:50
カトリック教会前	9:02	11:02	13:52
生涯学習センター前	9:06	11:06	13:56
緑町	9:07	11:07	13:57
カルチャーセンター入口	9:09	11:09	13:59
ボランティアセンター前	9:10	11:10	14:00
新発田病院	9:11	11:11	14:01
新発田駅	9:13	11:13	14:03
新発田営業所 (新発田高校前)	9:19	11:19	14:09

JR(新潟)	8:33	10:28	13:40	-	17:51
JR(村上)	8:21	11:25	14:26	-	18:07
JR(新津)	8:22	11:32	13:23	-	18:16

◎  は「川東小学校」で目的地までのバスに乗り換えることができます。

JR(新潟)	8:33	—	10:28	—	17:51
JR(村上)	8:21 9:30	—	11:25	—	18:07
JR(新津)	8:22	—	11:32	—	18:16

JR(新潟)	8:33	—	10:28	—	17:51
JR(村上)	8:21 9:30	—	11:25	—	18:07
JR(新津)	8:22	—	11:32	—	18:16

JR(新潟)	8:33	—	10:28	16:42	17:51
JR(村上)	8:21 9:30	—	11:25	16:28	18:07
JR(新津)	8:22	—	11:32	17:03	18:16

JR(新潟)	7:38	8:33	9:30	10:28	13:03	15:48	17:04	18:22	19:06	19:31
JR(村上)	7:24	9:30	9:30	11:25	14:26	15:50	18:07	18:39	19:35	19:35
JR(新津)	8:22	8:22	11:32	11:32	13:23	15:53	17:03	19:48	19:48	19:48

☆運行番号64番は、12月1日(月)から12月24日(水)、
令和7年1月8日(木)から3月25日(水)の運行となります。

「バスどこ？」をチェック

※出発時刻については、「新発田駅」バス停にバス到着後、列車出発まで5分以上ある時刻を記載しています。
※令和6年3月16日改正の時刻です。詳しい時刻については、JR東日本新潟支社の駅等でご確認のうえ、ご利用ください。

バスの乗り方・乗換方法（各地区方面から新発田駅へ行く場合）



